

## 公益社団法人日本騒音制御工学会准認定技士資格制度規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本騒音制御工学会（以下「学会」という。）における准認定技士資格制度を定める。この資格制度を、主として騒音または振動の分野における学術・技術の向上、国・地方公共団体・企業・個人等への技術サポート、各種イベント・講習会講師等の社会貢献、各種業務委託の促進などに活用することにより、学会・有資格者・社会の全体が利益を享受することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程で定める資格の正式名称は、公益社団法人日本騒音制御工学会准認定技士（以下「准認定技士」という。）とする。

2 准認定技士は、主として騒音または振動の分野における学術・技術に関して高度の専門的能力を有する者として、学会から認定を受け、資格登録を行った者をいう。

### (新規認定の資格要件)

第3条 准認定技士の新規認定にかかる資格要件は、以下のとおりとする。

- (1) 主として騒音または振動の分野における学術・技術に携わっていること
- (2) 別表に定めるCPDポイントについて、「公益社団法人日本騒音制御工学会准認定技士資格審査基準」に定める要件を満たすこと。なお、CPDポイントとは、主として騒音または振動の分野における学会、他学会及びその他の場での活動を数値化し、それを加算することで准認定技士としての能力を客観的に判断するために活用するものである。

### (欠格条項)

第4条 次の各号の一に該当する者は、准認定技士となることができない。

- (1) 禁治産者、または準禁治産者
  - (2) 禁固以上の刑に処せられた者で、その執行を終りまたは執行を受けることがなくなつてから2年を経過しない者
- 2 現に准認定技士である者が前項の各号の一に該当したときは、准認定技士資格は失効する。

### (資格審査委員会)

第5条 准認定技士の資格審査（新規および更新）、公益社団法人日本騒音制御工学会認定技士（以下「認定技士」という。）への昇格審査、その他の事務は、「公益社団法人日本騒音制御工学会認定技士資格制度規程」に定める認定技士資格審査委員会（以下「委員会」という。）が担当する。

### (新規認定申請)

第6条 准認定技士の新規認定を受けようとする者は、別に定める資格認定申請書に、規定された審査資料と新規認定審査料を添えて会長あてに提出しなければならない。

- 2 新規認定審査料は、別に定める。
- 3 新規認定の申請期間は、別に定める。

### (資格の有効期間)

第7条 准認定技士資格の有効期間は、直近の新規または更新登録後5年間とする。

### (資格の更新)

第8条 准認定技士資格の継続を希望する者は、直近の新規または更新登録後4年を経過した日から5年を経過する日までの間に、資格の更新認定を申請し、更新登録を完了しなければならない。

(更新認定申請)

第9条 准認定技士の更新認定を受けようとする者は、別に定める資格認定申請書に、規定された審査資料と更新認定審査料を添えて会長あてに提出しなければならない。

- 2 更新認定審査料は、別に定める。
- 3 更新認定の申請期間は、別に定める。

(登録)

第10条 委員会は、資格の新規または更新認定申請に係る審査を行ったときは、その都度結果を会長に報告する。

- 2 会長は、前号に基づく委員会からの報告を受けたときは、理事会の承認を経て准認定技士として新規または更新認定する。
- 3 会長は、准認定技士を新規または更新認定したときは、申請者にその旨を通知する。
- 4 資格の新規または更新認定の通知を受けた者は、別に定める登録申請書に新規登録料または更新登録料を添えて会長あて提出する。新規登録料および更新登録料は、別に定める。
- 5 学会は、准認定技士名簿を備え、必要事項を新規または更新登録する。
- 6 会長は、前号の名簿に新規または更新登録した者に対して、別に定める登録証を交付する。
- 7 会長は、新規または更新登録者について直近の通常総会において公表するとともに、学会誌に掲載する。

(登録証の再交付)

第11条 登録証の再交付が必要となった准認定技士は、別に定める登録証再交付申請書にその事由を記載し、再交付手数料を添えて会長あて提出する。再交付手数料は、別に定める。

- 2 会長は、前号の申請が正当な事由によると認められるときは、申請者に登録証を再交付する。

(義務)

第12条 准認定技士は、学術・技術の研鑽に励み、自身の専門的能力の向上に努めなければならない。

- 2 准認定技士は、准認定技士としての信頼を損ない、または学会の不名誉となるような行為をしてはならない。

(登録の取り消し)

第13条 会長は、第4条第2項に該当した准認定技士について、理事会の議決により准認定技士の登録を取り消す。

- 2 会長は、第12条の規定に違反した准認定技士について、理事会の議決により准認定技士の登録を取り消すことができる。

(登録取り消し後の再認定申請と再登録)

第14条 前条の規定により登録を取り消された准認定技士は、登録取り消しから2年経過して以降に、理事会の承認を得た上で再認定を申請することができる。

- 2 再認定申請は、第6条に規定する手続きによる。
- 3 再認定申請によって准認定技士と認定された者の再登録は、第10条に規定する手続きによる。再登録の際の登録料は、新規登録料と同額とする。

(認定技士への昇格)

第15条 准認定技士としての登録を1回以上更新し、かつ必要なCPDポイント要件を満たした者は、認定技士への昇格認定を申請することができる。

- 2 認定技士への昇格認定の申請に必要なCPDポイントは、別に定める。
- 3 認定技士への昇格認定にかかる申請手続き、審査、登録については、別に定める。
- 4 学会の会員ではない准認定技士が認定技士への昇格認定を申請する場合は、同時に学会への

入会手続きを行わなければならない。

(英語名)

第16条 准認定技士の英文表記は、“Qualified Advanced Engineer of INCE/Japan (INCE/Japan Associate Consultant)” とする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、平成30年1月19日から施行する。

2 この規程および准認定技士制度に係るCPDポイント要件は、原則として、5年ごとに見直す。

[別表]

CPDポイントのリストを別表として、別に定める。